

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和6年1月10日付け中部地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の態様

路線定期運行

2. 協議が調った事項（※該当する番号に○を記載）

①	路線の新設	②	路線の休止	③	路線の廃止
④	使用車両（乗車定員11人未満）	⑤	最低車両数（常用車5両・予備車1両未満）		
⑥	運行計画（運行系統・運行回数・運行時刻・運輸期間）				

3. 協議が調っている路線及び運行系統

(1) 路線：別添1 路線図のとおり

（※路線の新設・休止・廃止は、それぞれの区間を路線図に記載）

(2) 運行系統：中部病院線（中部駅～中部病院）

（※運行計画の設定・変更に係る系統を記載）

令和6年1月10日

中部地域公共交通会議

会長 運輸 太郎

別添1 路線図 (イメージ)

記載例

